

# 公 告

## 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和4年5月6日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和4年5月6日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）イオンタウン岐阜北方（Bゾーン）  
本巣郡北方町曲路東二丁目1-1 外
  
- 2 意見の概要  
北方町長の意見
  - ・災害時の連携について
  - ・償却資産について
  - ・地域づくりについて
  - ・施設について
  - ・入退店経路の案内表示について
  - ・施設運営について